

# 飲酒・ギャンブル

## 「生活保護 停廃止」でけん制

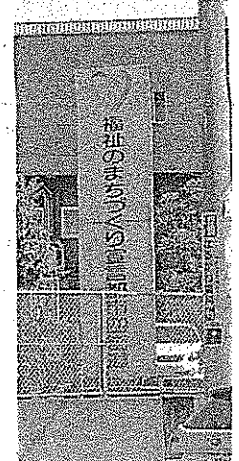
千葉県四街道市（人口9万1946人、6月現在）が遅くとも2年前から、生活保護の相談窓口に「生活保護費を過度な飲酒やギャンブルに使うのは好ましくない。適正に使わない場合は、停止・廃止することもある」との趣旨の文書を掲示していました。千葉県生活と健康を守る会連合会の申し入れなどを受けて現在は、文書を撤去していますが、再掲載を検討していることが分かりました。

（岩井亜紀）



### 千葉・四街道市 再掲載検討

県生連の小泉三男事務局長は「文書は『生活保護受給者の皆さまへ』とあるが、内容は保護の停止・廃止が盛り込まれ、脅迫的な言葉が含まれていた」と批判します。



「福祉のまちづくり宣言」掲げます  
四街道市看板が

## 社会リポート

### 法律に根拠なし

「生活保護法には利用者全体に対する警告文のような今回の文書を出す根拠はない」。この指摘するのは、京都市で12年間ケースワーカーの経験がある吉永純・花園大学教授（公的扶助論）です。

ところが、県生連が10日、生活保護の窓口となっている生活支援課に再度申し入れをしたところ、市側が「今はいったん掲示を取り外しているが、再度掲示する可能性もある。検討中だ」と回答。「再掲載の場合は、県にも照会をかけ、文面も精査

したうえで掲示する」と述べました。

吉永教授は「市が再度、同様の掲示をするなら、保護利用者の自由を尊重し、指導指示は必要最小限にとどめるべきとする生活保護法27条の趣旨に反することになる」と強調します。

市が文書を掲示したのは、市民から保護利用者がパチンコに興じているといった指摘を受けたからだといいます。文書撤去の理由は「一定の効果が得られたと判断した」。

小泉事務局長は「生活保護制度に関する正しい情報が市民に届いておらず、誤解が広まっている」と話し、市に対し、制度の正確な内容を市民に周知すべきだと訴えました。

### 支援の観点から

吉永教授は「最高裁の判例にもある通り、生活保護の趣旨目的に反しない限り生活保護費をどう使うかは本人の自由だ」と

話します。

ささやかな楽しみで1日1缶ビールを飲んだり、小額のパチンコを楽しむことは、誰にでも認められています。「保護利用を理由に禁止されるべきではない」（吉永教授）

過度の飲酒やギャンブルで生活が成り立たなくなる場合は

吉永教授は「指導の対象になるが、国の通知ではまずは口頭で、支援の観点から行うべきだ」と指摘。アルコール依存症が疑われるなら、専門病院への通院や断酒会への参加を促すことなどが必要だといいます。

そのうえで、「適切な対応によってこそ依存症は改善されるが、命令では改善されない。むしろ、支援を必要とする人への排除につながりかねない」と批判します。

同市の保護世帯数は525。706人（4月現在）に対し、ケースワーカーは6人。